

## 警 察 署 協 議 会 会 議 録

南警察署協議会

開催年月日時	令和6年5月21日 午後4時00分から 令和6年5月21日 午後5時25分まで	
開催場所	福岡県南警察署 3階大会議室	
出席者	警察署協議会	会長以下13名
	警察署	署長、副署長、会計管理官、刑事管理官、交通管理官、地域管理官、総務課長、留置管理課長、会計課長、生活安全課長、刑事第一課長、刑事第二課長、刑事第三課長、交通第一課長、交通第二課長、警備課長、地域第二課長、事務局
議 事 概 要		
<p><b>【会長挨拶（要旨）】</b>                      今年度、南警察署の幹部が大幅に入れ替わり、新たな委員も加わったことから、新体制で活発な意見が出ることを期待している。                      警察署協議会の原則は、警察に対し、民間の我々から意見を述べるものであるが、時代が代わり、それぞれの組織を代表する方々が、相互に意見を出し、交流の場となるような会議にしていきたい。</p> <p><b>【署長挨拶（要旨）】</b>                      県警では、令和6年春の人事異動期において大規模な組織改正が行われた。                      その目的は、「警戒に空白を生じさせないための組織運営」を行うため、具体的には、サイバー空間対策、匿名・流動型犯罪グループ対策、特殊詐欺対策、経済安保・対日有害活動対策、警護対策、ローンオフエンダー対策等を強化するものである。                      暴力団対策部に組織犯罪捜査課の新設をはじめ、本部関係各課の増員が行われ、それに伴う警察署の体制の見直しと人員の削減が行われたが、当署においても、配置人員の削減や課長以上の大幅な配置換えが行われた。                      このように大きな変化を伴う新体制下、署員はこれまで以上に強いスクラムを組み、南区の治安維持対策に取り組んでおり、私どもの諸活動がより市民のニーズに沿ったものとなるよう、警察署協議会委員の皆様から積極的なご意見を頂戴したいと考えている。</p> <p><b>【委員自己紹介】</b></p> <p><b>【警察署幹部紹介】</b></p>		

## 議 事 概 要

### 【報告事項】

活動重点に関する南警察署の活動状況（令和6年1～3月）

- 1 生活安全課（生活安全課長）
  - (1) ニセ電話詐欺対策
  - (2) 性暴力・児童虐待対策
  - (3) サイバー犯罪対策
- 2 交通第一課、交通第二課（交通管理官）
  - (1) 交通事故の発生状況
  - (2) 飲酒運転対策
  - (3) 交通指導取締り指針

### 【剣道訓練見学】

### 【質疑・応答等】

- 1 防犯に関する意見
  - 委員からの質問  
南区でも子供への声掛け事案や公然わいせつの発生が多いことに驚いているが、事件に遭遇して咄嗟に声が出ない時など、子供を含めてどう対処したらいいか。
  - 生活安全課長回答  
子供に関しては、学校における防犯講話の際、大声を出す訓練や、防犯ブザーを配布し使い方の指導をしている。  
大人に関しては、福岡県警が運用しているアプリ「みまもっち」に防犯ブザー機能が付いているので、活用していただきたい。
  - 委員（市職員）意見  
福岡市では、コンビニ等に依頼し、いざという時に子供が逃げ込める場所作りを各地域で推進している。  
また、PTAや子供会と連携し、自転車に「パトロール中」の掲示をする活動を行っている。  
助けを求められる場所が地域にあることを、警察からも紹介していただきたい。
- 2 交通に関する意見
  - 委員からの質問：  
横断歩道に人がいるのに一時停止しない車を見かけるが、停止しても渡らない人がいるので、発進していいか迷う。  
また、相変わらず時間規制を無視した車両の進入が多い。
  - 交通管理官回答：  
横断歩行者妨害違反は、交通事故に直結する違反であることから、県警では重点的に取締りを行っている。  
横断しようとする歩行者が横断歩道又は付近にいる場合、運転者はその通行を妨げてはならないので、実際に歩行者が渡っていなくても、渡るために待機している時は、停止線手前で止まり、横断させなければならない。

## 議 事 概 要

横断しようとする歩行者か否かの判断は難しいが、しっかりと止まり、歩行者の動きを見て意思を確認する必要があるので、運転者の勝手な判断で通過し、違反と言われたいよう、十分注意をお願いします。

時間帯の交通規制については、南区内にかなりの数の時間規制道路があり、交通事故多発エリアを優先的に取締りを行っている。

場所によっては、白バイやパトカーによる単独の取締りとなり、全ての違反者を一網打尽に取り締まることは難しいが、違反に関する情報があれば体制を取ることも可能なので、ぜひ情報提供していただきたい。

### 3 交番に関する意見

#### ○ 委員からの意見

周囲の方々から「いつも交番に警察官がいない」と言われた。

110番したほうが早いと伝えたが、落とし物で来訪したとのことだった。

#### ○ 地域管理官回答

交番が不在になる要因は、人の往来が活発になったことに伴い、事件事故が増えていること、また、事件事故を減らすためにパトロールに出ていること、緊急性のない110番が増えていること等が挙げられる。

赤色灯を点灯したパトロールや、災害等に備えた非常時の連絡先把握のための巡回連絡等も行っているので、交番の活動に対する理解と協力をお願いしたい。

#### ○ 委員からの質問

落とし物の関係で交番に行ったが不在の場合、どうしたらいいのか。

#### ○ 会計管理官回答

交番に備え付けの電話から警察署に繋がるので、警察署からの指示を待っていただきたい。

また、拾得物を検索する県警のサイトがあるが、警察署の会計課に電話で問い合わせしていただいても構わない。